是永ゼミレポート

公共の場における曖昧な生きづらさ~ホームレスと周辺住民~

報告者:品川、中島、吉原

① テーマについて

ホームレスと聞いてどのような印象をうけるだろうか。汚い?くさい?怖い?おそらくこのような印象を受ける人は少なくないであろう。私たち報告者もホームレスについてこのような印象は持っている。実際駅や公園でみかけるホームレスの人たちは、そうであることが多いからだ。しかし、だからといってホームレスの人の人権がないがしろにされて良いのであろうか。答えはノーである。

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的 人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」

日本国憲法第11条

と憲法にもあるように日本国民である以上、25条の定める「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」があると考えられる。

ホームレスの「強制撤去」というニュースが世間を騒がすことがあるが、この観点から見るとそもそも"強制"という言葉に疑問を感じる。国は誰しもに基本的人権を保障しているのではないのか。追い出されてしまったら、ホームレスの人はどこに住めばいいのか。 "強制"的にホームレスの"住む"という権利を剥奪しているとしか考えられない。

しかし一方で、政府は別としても、ホームレスを迷惑と感じる周辺住民の気持ちもわかる。たしかに公園に連なるブルーテントは景観を損なうし、ゴミをあさったりする行為は不衛生であり不快に感じるだけでなく、ともすれば伝染病がひろがる可能性もある。実際私も駅や公園、電車内などで「臭い」「汚い」「怖い」と不快に感じたことが多々ある。たしかに臭かったり、汚かったりするのは周辺にとって迷惑である。

ここで少し話しはそれるかもしれないが、ホームレスをなぜ「怖い」と感じるのだろう。 おそらく「汚い格好をしていて不気味だ」とか「世間に対してやけになっているから何をするかわからない」といった答えが返ってくるのだろう。実際私もそういった理由で怖い。 しかし、ホームレスというだけで勝手にそのような印象を持っていいのだろうか。ホームレスの中には実際に世間に対してやけになっていて、威嚇的な行動をとる人もいるだろう。 しかし、そのような人は別にホームレスでなくてもいくらでもいる。普段何食わぬ顔で働いていた塾講師が生徒を殺してしまうようなこともある世の中。そのような人の方がよほど怖い。ここでは何を言いたいのかというと、要は"ホームレスだから"といって一くくりにしないこと。その人が何をするのか。一人ひとりを見る姿勢を持つことの重要性を主張したい。

話はそれてしまったが本筋に戻ろう。要は公共の場においてホームレスと周辺住民の間に生きづらさが生じているということである。ホームレスの基本的人権はどこまで尊重されるのか…。周辺住民の迷惑は…。これらの間に曖昧な葛藤が生じている。以下に具体的に私が感じた生きづらさを示す。

〔実例〕

駅構内のカフェ→ ホームレスの人来店→ 臭いがひどい→ 周囲の客が皆、苦情 or 帰ってしまう→ 店の利益が損なわれる→ 次回からはテイクアウトのみにした



● ホームレスの人は代金をきちんと払ってコーヒーを飲みにきている。代金を払っているのだから、店内でコーヒーを飲む権利がある。



- お客としては、コーヒーをおいしく飲めない
- 店側としてはそのホームレスが来ただけで、他のお客様が帰ってしまっては商売にならない。又、コーヒーショップにとって店内の匂いは重要。

ここにホームレスとお客、更には店側の三者の間で生きづらさが生じている。この場合は店の利益といった要素もからむので、公共の場とはいえないかもしれないが、私はここに生きづらさが生じていると感じた。両者(三者)の主張、全てうなずくことができるからである。

公共の場においてのホームレスの基本的人権と周辺住民との葛藤を考察することで、 社会全体の"曖昧な生きづらさ"が見えてくるのではないか。このように私たちは考え、 「ホームレスと周辺住民の葛藤」をテーマにして考察していった。

②<u>仮説</u>

以上のことから、私たちは以下の仮説を導き出した。

仮説 公共の場において、住民とホームレスの間に生きづらさが生じている。

以上の仮説をたてて"曖昧な生きづらさ"を検証していく。以下では、検証に使った基礎データを掲示する。

③ ホームレスについての基礎データ

●ホームレスの数について

表1 全国のホームレスの数

| | 男 | 女 | 不明 | 合計 |
|----|--------|-----|-------|--------|
| 全国 | 20,661 | 749 | 3,886 | 25,296 |
| % | 81.7 | 3.0 | 15.4 | 100.0 |

平成15年ホームレスの実態に関する全国調査より

※わが国はじめてのホームレスの数に関する全国調査。調査場所(都市公園、河川、道路、 易者、その他施設)

※不明とは目視で行った調査のため、防寒具を着込んでいて性別判断不能だった人。

● 生活実態調査の状況

1、調査対象者の年齢の状況

- ホームレスの平均年齢 55.9歳
- 〇 年齢階層は、「 $55\sim59$ 歳」が23.4%、「 $50\sim54$ 歳」が22.0%、「 $60\sim64$ 歳」が20.3%

2、路上生活の形態

- ○生活している場所が定まっている者が 84.1%
- ○生活場所としては、「公園」が 48.9%、「河川敷」が 17.5%

3、仕事と収入の状況

- 〇ホームレスの 64.7%が仕事をしており、その主な内訳は「廃品回収」が 73.3%。
- ○平均的な収入月額は、「1万円以上3万円未満」が35.2%、「3万円以上5万円未満」が18.9%。

4、路上生活までのいきさつ

路上生活の直前の職業

- ○建設関係の仕事が 55.2%、製造業関係の仕事が 10.5%。
- ○雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」が 39.8%、「日雇」が 36.1%。

路上生活に至った理由

○ 「仕事が減った」が 35.6%、「倒産・失業」が 32.9%、「病気・けが・高齢で仕事が できなくなった」が 18.8%

5、健康状態と福祉制度等の利用状況

健康状態

- ○身体の不調を訴えている者が 47.4%。
- ○このうち治療等を受けていない者が 68.4%。

福祉制度等の利用状況

- ○これまでに福祉事務所へ相談に行ったことのある者が 33.1%。
- ○緊急的な一時宿泊所であるシェルターの利用を希望する者が 38.7%
- ○自立支援センターの利用を希望する者が 38.9%。
- ○これまでに生活保護を受給したことのある者が 24.5%。
- 〇これまでに何らかの支援を受けたことのある者が 72.9%であり、その主な内容は、「炊き出し」が 62.7%、「衣類や毛布の配布」が 56.5%。

6、自立について

自立に向けた今後の希望

- ○きちんと就職して働きたいという者が 49.7%。
- ○「今のままでいい」という者が 13.1%。

平成15年ホームレスの実態に関する全国調査(厚生労働省)より抜粋

● 政府の対応

政府は、ホームレス増加の対応として、2002年7月に「ホームレス支援法」を制定した。ホームレスの自立と防止の支援を規定した法律である。2002年8月に施行された時限立(10年間)である。目的として

- (1)安定した雇用機会や職業訓練、住居の確保を支援し、健康診断や生活相談・指導を行って自立させる。
- (2)就業や生活上の相談・指導・支援を行って、ホームレスを防止する
- (3)宿泊場所の一時提供や日用品の支給、ホームレスの人権擁護と国民の啓発である。 また、国で全国調査を行い、それに基づいて各自治体に自立支援の実施計画策定を 義務づけた。これにより、東京都も、平成16年より5年間の期間も設け、「ホームレ スの自立支援等に関する東京都実施計画」を公表した。

● 支援団体について

日本全国にはホームレスを支援する団体が数多くあり、活動内容もそれぞれの理念に 基づき幅広く行われている。活動目的に着目し、分類を行うと次の4つになる。

- (1) 野宿者、野宿労働者を主体にして、その活動を支援する団体。(野宿者問題を社会問題と とらえ、その根本的解決のため行政・立法に働きかけ法整備を行う団体。自立支援法案 制定の際にはデモ行進や集会が行われた)
- (2) 路上からの社会復帰を目指して福祉活動を行う団体。(路上訪問、生活保護手続きの 手伝いや就職、家を借りるために必要な保証人バンクの設立など)
- (3) 慈善事業としての給食活動団体。(食事の提供や衣料品、日常品の配布。冬期にはテントがなく外気にさらされた場所で寝泊りしている人を対象に寝袋を配る)
- (4) ホームレス問題を間接的に支援する団体。(農家から無料で支給されたこめを炊き出し用

に全国の支援団体へ供給するなど)

☆基本データで着目すべき点

政府や支援団体が、ホームレス自立支援運動をすすめる中、「自立しないで、今のままの生活で良い」と答えているホームレスが13.1%もいる点である。この背景には、心身の老化、病気などからくる就職に対するあきらめの気持ちがあると考えられる。この体で今から就職口を探すよりは、今のままの生活で暮らしていた方が楽だという考え方だ。

④ 結論

新聞記事(朝日新聞 2003年9月7日)の例では、ホームレスの図書館の利用で住民が利用しづらいとして、両者の間の問題が指摘されている。また最近では、大阪市内の公園でテント生活を送るホームレス男性の公園内での住民登録が認められるかが争われた訴訟で、地裁判決は「テントは男性の生活の本拠となっており、法律上の住所に当たる」などと判断した。さらに同市内の公園では居住するホームレスのテントの強制撤去が行われた。その対応に、大阪市の関淳一市長は撤去後、「テントは景観を損ない、周辺住民に不快感を与えている。公園整備の支障となっておりやむを得ず代執行した」とコメントしている。(日経新聞 2006年1月31日)このように、ホームレスの対応には大きな差が生じている。30日に行われた強制撤去が市職員、警察官あわせて1000人が動員され、ホームレスや支援者ら100人が抵抗する大騒動となったのも住所登録が認められる判決に後押しされる形になったと考えられる。そしてホームレスと住民が衝突するたびに、そのつど対応が分かれ、混乱が生じているのが現在の状況である。

これらの一連の事件を見直してみると、ホームレス側の主張が採られる事は難しい傾向にある。過去の強制退去の例を見ても、最後には立ち退かなければならない結果になっている。さらに大阪市市長の発言は周辺住民側の立場であることが前提となって、先の強制退去の理由が述べられている。このような現状をふまえ私達は『公共の場において、住民とホームレスの間に生きづらさが生じている』と仮説を立てた。住民の意見が大多数として尊重されれば、ホームレスは行き場を失ってしまう。強制退去に成功したからといって生活の場が移動するだけで根本的な解決にはならない。そして必ずしも根本的な解決が社会復帰につながらないことが今回の調査で明らかになった。ホームレス自身が路上生活を望んでいる場合も決して無視できない数に上っている。

先ほども述べたように厚生労働省の調査によれば、「今のままでよい」という回答が「きちんと就職して働きたい」という回答の次に13%という高い割合を占めた。(ホームレスの実態に関する全国調査 厚生労働省)社会復帰を望まない人々にとって、いくら自立支援策などが磐石になっても生きづらさの解消にはならない。そこで結論として『行政は自立

支援することによって生きづらさをなくそうとしているが、ホームレスの社会復帰を推進 する方法での解決は難しい』とまとまった。

⑤ 結論から発展させて

今後は

ホームレスという生き方を選ぶ人がいる以上、ただ単にホームレスの社会復帰を支援 するだけでは、社会における生きづらさは解消されない。

- ・ホームレスという生き方を選ぶ人の価値観を知る。
- →ホームレスに対する理解が深まる可能性。
- ・そもそも"公共"という概念とは何なのかを考える。
 - → "公共"といっているのだから、どんな人がいてもいいのではないか。様々な価値 観が混在する社会で、自分と異なるものを否定することはできない。異なる価値 観を認識、理解すれば、生きづらさは生じない?

以上の二つを考えながら、社会における曖昧な生きづらさにアプローチしていく必要性を感じた。

⑥ 参考

朝日新聞(夕)1996年1月24日

朝日新聞(夕)1999年4月14日

朝日新聞(朝)2003年9月7日

日経新聞(朝)2006年1月31日

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0326-5.html#mokuji